

(1) 授業科目の履修登録に関する内規（学則第21条）

（趣旨）

第1条 この内規は、聖学院大学学則第21条の規定における授業科目の履修登録（以下「履修登録」という）に関し、必要な事項を定める。

（履修登録の方法）

第2条 履修登録は原則として各学期の初めとする。

2 履修登録は次の手続きにより行う。

- (1) 履修しようとする科目について教務部委員会が定める期間内に、学科またはグループ・アドバイザーおよび演習担当者の指導助言をうけ、届け出る項目等に誤りがないようにしなければならない。
- (2) 各学期初めに当該学期に履修しようとする全ての科目を教務部委員会が定める時期に、所定の手続きにより教育支援課に提出する。
- 3 正当な理由がなく定められた期間内に上記各号の手続きを怠った場合、授業科目の履修を認めないものとする。

（履修に関する制限）

第3条 履修登録に際しては、次に掲げる上限単位を守らなければならない。

学部・学科名	履修上限単位
政治経済学部 政治経済学科	24
人文学部 国際文化学科	
人文学部 日本文化学科	
人文学部 子ども教育学科	25
心理福祉学部 心理福祉学科	

（授業科目の変更）

第4条 履修登録した授業科目の変更は、教務部委員会が定める時期に、所定の手続きにより教育支援課に提出する。

- 2 前項の手続きを怠った場合、履修登録した授業科目の変更は原則として認めない。ただし、卒業単位にかかわる等の理由があるときは、教務部長の承認を得て変更を認めることがある。

（履修の放棄）

第5条 履修登録した授業科目は原則として放棄できない。放棄したとみなされる場合にも、該当授業科目の評価をD評価またはX評価（不合格）とする。ただし、履修登録後やむを得ない理由で履修を放棄する場合は、教務部委員会が定める時期に所定の履修取消願を教育支援課に提出することにより、履修登録した授業科目の取消を認めるものとする。

（必修科目の履修）

第6条 必修科目の履修については教務部委員会が科目の曜日・時限を指定する。

- 2 卒業単位にかかわる再履修科目の履修により、指定された必修科目の曜日・時限の変更が必要となったときは、速やかに教育支援課に届けて指導をうけ、教務部長の承認を受けなければならない。

（再履修）

第7条 単位を認定された授業科目の再履修は認めない。

(改廃手続)

第8条 本内規の改廃は教務部委員会及び大学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

本内規は1988年4月1日から施行する。

改正、本内規は1996年4月1日から施行する。

改正、本内規は1999年4月1日から施行する。

改正、本内規は2002年4月1日から施行する。

附 則

この内規の改正（条文見出し、部署名変更による字句修正、第1条、第3条、第4条、第8条関係）は、 2020年4月1日から施行する。

附 則

この内規の改正（第3条関係）は、2025年4月1日から施行する。

附 則

この内規の一部改正（学科名の変更関係）は、2026年4月1日から施行する。